



Vol.26号  
平成16年3月  
編集・発行  
京都市建築協定連絡協議会  
事務局  
〒604-8571 京都市中京区寺町通  
御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局建築指導部指導課内  
TEL.075-222-3620



西神(46)団地地区

# 今回は神戸市に 行ってきました!

## 秋の見学会

毎年恒例となっております、秋の見学会が平成15年11月29日(土)に開催されました。今回は神戸市の西区に位置する、竹の台住宅地区に訪れました。当日は、あいにくの雨に見舞われましたが、8運営委員会から合計29名と多くの方々が参加されました。

今回訪れた竹の台は、「神戸」と言っても想像する「三宮」などの神戸の中心街からは、電車で20分くらい西に行った、住宅地として開発された壮大な区域です。竹の台地区には、7つの建築協定地区が集まっており、区画がゆったりとし、公園などの緑地が多くある、閑静な住宅地でした。

### 代表的な規制内容

- 1 区画の分割の禁止
- 2 1区画1戸
- 3 用途規制(専用住宅又は兼用住宅)
- 4 看板・広告塔の規制

建物の外壁は輸入木材を使用し、庭の生垣や中高木等の植栽を禁止している特徴的な地区もあります。通称「シアトル村」「バンクーバー村」と呼ばれ、隣地と境なくつづく芝生の庭がとても開放的で印象に残りました。

# 印象記

報告者 西京区桂坂にれの木地区

(桂坂第15・17地区) 奥村 省三

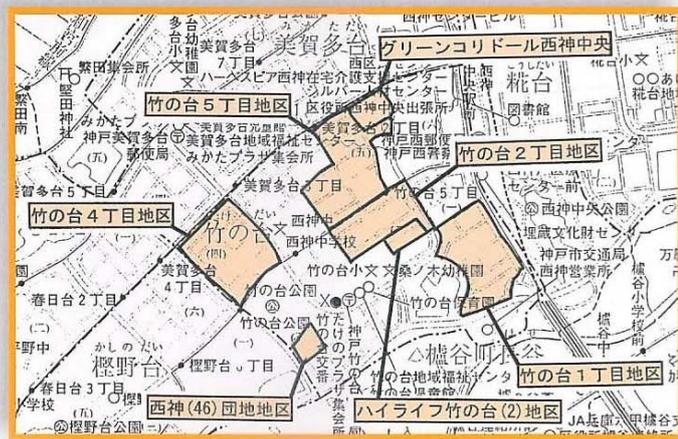
雨は小雨ではあったが間断なく降り続いていった。神戸市西神ニュータウンは、昭和47年から神戸市が開発・造成を進めてきた街で、南北3キロメートル、東西6キロメートルにわたる広大な丘陵地に広がる住宅地である。そのほぼ中央に位置する7つの住宅地区が建築協定を結んでいる地区であるということだった。バスから降りると、60坪程に区画された敷地に建つ一戸建て専用住宅が整然と並んでいた。住宅地内には便宜に供するため樹木に囲まれた小公園も設けられて、典型的な都市型の住宅地という感じであった。折から晩秋の雨が、家々の植え込みの木の葉を黄色や深紅に際立たせて、この静かな住宅地に潤いを与えているように見受けられた。

私達見学者一行を迎えて下さったのは、神戸市建築協定連絡協議会の会長以下の役員数名と、神戸市の関係職員であった。当地区の自治会館ホールに案内されて、建築協定地区の現状や年間の事業計画など説明して下さったが、要は7つの建築協定地区の運営委員会との連絡、協調に重きをおいて、この地区の住環境の維持に腐心しているということが骨子であったと思う。

当面している具体的な問題として、協定締結期限(10年)が切れる地区があるが、更新手続をスムーズに済ませることができるかという不安があること、協定未加入地区への啓蒙活動がうまく行かないこと、未加入地区にリーダーとなつて引っ張ってくれる人が見つからないこと等な

どのネガティブで深刻な問題の指摘がなされた。そして、このような問題の解決をするための取り組みとして、次のような活動をつづけているという紹介があった。そのような活動とは、協定の更新に関する確かなアドバイスと啓蒙、協定加入者に対する意識調査とそこからの課題の発掘、ハウスメーカーや不動産企業への情報の発信などであった。また、7つの地区の運営委員長を対象に研修会を開いて、広報・啓発活動のあり方、更新手続、未加入者への働きかけ、協定内容と法律との関係というような問題をパネルディスカッション形式で取り上げて、資質・能力の向上を目指す試みもされたとのことであった。

説明役の会長は、40代後半かと思われ、清新で極めて意欲的な方とお見受けしましたが、柔軟



な考え方も持ち合わせ、協議会内でのリーダーシップを遺憾なく発揮しておられるように見受けられた。説明会の最後では、「私達は、建築協定というものが住環境の付加価値を高めるために、絶対なくてはならないものだ」という確信を持って頑張っていきたいと思えます。」と、力強く述べられた一言が印象的であった。

朝から降り続いた雨は、時々小雨になることはあっても止むことはなかった。午後1時ごろ、建築協定地区を辞して、明石海峡大橋展示館「橋の科学館」と明石市の「魚の棚」の見学に向かった。「橋の科学館」では、世界の吊り橋を架けた渡した高度な架橋技術に驚嘆した。しかし、本州四国架橋が3つも架けられて、ここに巨額の費用が使われたことを思うと、複雑な思いが胸をよぎって放れなかった。「魚の棚」は明石海峡で捕れた魚を商う店の集合地で、古くから庶民の台所と直結して栄えたのであろう。今日も活況を呈していた。帰りも雨が降り続き、淡路島に向って延びた海峡大橋の先端が雨に消えて、その全容を見ることはできなかった。



秋雨に橋一幅の墨絵かな

### 今後の協定地区の一つの在り方を

[中京区百足屋町一部地区 木村万平]

建築協定地区の中に、外国の資材を使って建てられたバンクーバー村やシアトル村があるのに驚きました。和風の2階建ての集落の中に、こうした創造的で潇洒な家屋群を造れるのだということは、今後の協定地区の一つの在り方を示すものと言えます。バンクーバー村の西田さん宅を見学しましたが、外国風の調度で飾られていて、この村に住む人々のまちづくりへの強い熱意を感じました。

### 協定による落ち着いた住環境

[阪急桂南住宅地区 高橋喜信]

雨の中、神戸市の建築協定地区を見学し、運営委員の方との意見交流会では共に住宅建築協定締結の経過、評価及び運営の困難さ等が討議された。しかし協定が締結されている為に住宅地域は整然とし、落ち着いた住環境であった。また、大雨に映し出される明石大橋を見学して、現代土木建築技術の素晴らしさにも感動した。

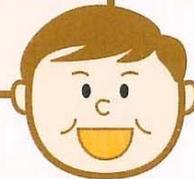
### 未来思考の方向付けを感じて

[西京区大原野右京の里地区 井上薫]

雨の中約10名が大変期待をもって参加させていただきましたが、特に交流会では具体的な案件が熱心に討議された。地域のより優れている点、或は問題点等出席者全員が種々参考にされたことと存じます。又、ニュータウンには隣地と塀などによる境を設けていない新しいタイプの町には未来思考の方向付けを感じました。主催地区の役員様には改めて厚くお礼申し上げます。



まちづくりへの熱い思い  
を感じた見学会



### 協定の本質を感じて

[伏見区久我御旅町地区 竹内正志]

建築委員になって2ヶ月の私にとって、他地域での活動状況や課題を知る事は興味深く、とても参考になりました。また、神戸ならではの“シアトル村”や“バンクーバー村”は景観の維持に協定が必要な典型例かもしれないと思いました。最後に神戸市建築協定連絡協議会委員長さんが「町並みや景観が好きでその町を選んだのなら、それを守るために努力が必要です。」との内容のことを話されましたが、「建築協定」の本質を感じました。

往復の高速道路脇の山は全山紅葉で、すばらしい眺めでした。帰途「橋の博物館」「うおんな」などの名所見学と併せて有益で楽しい一日を過ごさせていただきました。

### 協定違反の訴訟に備えて積立てを

[阪急桂南住宅地区 中野博]

山と海に挟まれて平地の少ない神戸市は、永年の卓越した土木技術を駆使して西神ニュータウンを造成した。西へしか開発の余地のない地形を充分に生かして明石市と隣接するところ迄開発されている。

完成まで長い年月を要した神戸市営高速鉄道が開通して、ハイテクパーク、研究学園都市、流通センター、総合運動公園も完備して竹の台地区は理想の住宅地となっていた。

市営地下鉄西神中央駅から三宮あるいは大阪へのアクセスも抜群である。今回見学させていただいてその感を強く致しました。シアトル村と呼ばれるアメリカの町並みを彷彿させる、個性的な協定地区も興味深く拝見しました。会長の絹川さんは若さと洒脱な語り口で流れるように話されたのは印象的でした。ただ、徳永さんがイザ訴訟という場合に備えて費用の積み立てをしているなど話されましたが、万全という構え方には少々驚きました。話には聞いていたが、自分の目で確かめて良い見学をさせていただきました。

# 京都市建築協定地区一覧表

行政区	番号	協定地区名	区域	当初の発効日	更新の発効日	有効期間	一人協定型・合意協定型	主な制限内容	備考
左京区	①	岩倉村松町・長谷町	岩倉村松町、長谷町	1989年4月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積200㎡以上*地盤高さの変更禁止*階数2以下 *一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅	
左京区	②	岩倉長谷台住宅	岩倉長谷町	1999年8月		10年	合意協定型	*敷地面積180㎡以上*地盤高さの変更禁止*階数2以下、高さ9m以下、軒高6.5m以下*一戸建専用住宅、診療所等	
左京区	③	長谷住宅	岩倉長谷町	1976年2月	1997年6月	10年	合意協定型	*階数2以下、高さ9m以下、軒高6.5m以下*一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅	
左京区	④	北大路高野住宅	高野上竹屋町、玉岡町	1980年7月		10年・自動更新	一人協定型	*新築・増築の禁止(例外規定有り)*兼用住宅以外の用途変更の禁止*生垣以外の高さ2mを超える塀の禁止	
左京区	⑤	下鴨第1住宅	下鴨上川原町、中川原町	1973年12月	1999年9月	10年・自動更新	合意協定型	*専用住宅、診療所兼用住宅*階数2以下、軒高7.5m以下の共同住宅	
左京区	⑥	下鴨第2住宅	下鴨下川原町	1977年1月	1997年7月	10年・自動更新	合意協定型	*共同住宅及び寄宿舎については、地上階数2以下、高さ7.5m以下	
左京区	⑦	下鴨第3住宅	下鴨中川原町	1992年8月	2002年10月	10年	合意協定型	*専用住宅、診療所兼用住宅*階数2以下、軒高7.5m以下*自転車置場及び駐車場を備えた共同住宅	
中京区	⑧	麩屋町通笹屋町	笹屋町、木屋町	1989年8月	2000年5月	5年	合意協定型	*貸事務所・駐車場・共同住宅(所有者の住宅が付属するものは除く。)は建築してはならない。	中京麩屋町通笹屋町地区計画
中京区	⑨	釜座町	釜座町	1991年5月	1996年9月	5年	合意協定型	*劇場、映画館、料理店、キヤバ、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、共同住宅等は建築してはならない。	
中京区	⑩	天守町	天守町、松屋町	1997年10月	2002年10月	5年	合意協定型	*階数6以下、高さ17m以下*高さ15m以上の部分の壁面後退有り*風俗関連営業、小規模住戸の建築禁止	
中京区	⑪	夷町・松屋町	夷町、山中町、松屋町	1997年10月	2002年10月	5年	合意協定型	*階数5以下、高さ15m以下*高さ10m以上の部分の斜線制限*風俗関連営業、小規模住戸の共同住宅等の建築禁止	
中京区	⑫	新町通百足屋町一部	百足屋町	2001年6月		5年	合意協定型	*階数5以下、高さ18m以下*風俗関連営業、小規模住戸の共同住宅等の建築禁止	
中京区	⑬	姉小路界隈	大文字町、姉大東町ほか	2002年7月		10年・自動更新	合意協定型	*階数6以下、高さ20m以下*風俗関連営業等の建築禁止	
中京区	⑭	松長町	福長町、松下町、菊屋町	2002年7月		5年・自動更新	合意協定型	*敷地面積120㎡以上*階数2以下*外壁後退有り*一戸建専用住宅、診療所、集合所	
右京区	⑮	和のまち御室	花園土堂町、一条田町	2002年11月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積120㎡以上*階数2以下、軒高6.5m以下*外壁後退有り*一戸建専用住宅、一戸建兼用住宅	
西京区	⑯	阪急桂南住宅	下津林六反田、下津林佃	1975年2月	1995年3月	10年	合意協定型	*生垣以外の高さ2mを超える塀の禁止*住宅以外の用途への変更禁止、改築禁止(委員会が認めたものを除く)	
西京区	⑰	カネツリウ入浴西塚谷公園住宅	大原野東塚谷町3丁目	1984年3月		10年・自動更新	一人協定型	*建築物の位置、構造、形態、意匠及び建築設備は分譲時のとおりとし、増築は不可*個人専用住宅、兼用住宅	
西京区	⑱	西竹の里タウソノハウス	大原野西竹の里町2丁目	1982年6月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第1(かえで)	大枝北谷掛町6丁目	1986年1月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積160㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第1(かえで)	大枝北谷掛町6丁目	1986年1月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積160㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第2(かえで)	大枝北谷掛町5丁目	1986年10月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積330㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第3(さつき)	大枝北谷掛町4丁目	1987年9月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第4(さつき)	大枝北谷掛町4丁目	1987年9月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第5(ひいらぎ)	御陵大枝山町6丁目	1988年3月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積160㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第6(ひいらぎ)	御陵大枝山町6丁目	1988年3月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積160㎡以上(一部210㎡以上)	
西京区	⑲	桂坂第7(ひいらぎ)	御陵大枝山町6丁目	1988年9月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積160㎡以上(一部170㎡以上)	
西京区	⑲	桂坂第8(つばき)	御陵大枝山町5丁目	1989年9月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積420㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第9(つばき)	御陵大枝山町5丁目	1990年2月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積330㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第10(けやき)	御陵大枝山町1丁目	1991年5月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積180㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第11(けやき)	御陵大枝山町1丁目	1990年9月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積230㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第12(けやき)	御陵大枝山町1丁目	1990年9月		10年・自動更新	一人協定型	*敷地面積135㎡以上	
西京区	⑲	桂坂第13(さつき)	大枝北谷掛町4丁目	1992年8月		10年・自動更新	一人協定型		
西京区	⑲	桂坂第14(さつき)	大枝北谷掛町4丁目	1993年6月		10年・自動更新	一人協定型		

階数2以下、高さ10m以下、軒高7.5m以下\*一戸建専用住宅、診療所、公設上必要な建築物\*外壁後退有り\*軒、庇等の規制有り\*TVアンテナ等の屋外設置の禁止\*車庫、外



## 情熱をもってまちづくり

桂坂建築協定運営委員 勉強会



桂坂は37地区の一人協定型の地区が集まっている区域です。これだけの地区が集まっているのは全国でも大変珍しいマンモス地域です。この地域にある建築協定地区の運営委員会の方を対象に、平成16年1月24日(日)午後7時から、京都市立桂坂小学校のふれあいルームにて、本協議会の主催による勉強会を開催しました。17運営委員会中12の運営委員会から委員長を始め19名の方々が参加されました。

今回の開催の目的は、一人協定の協定地区として桂坂独自の悩み事や運営内容を相談し、意見交換することで、桂坂が一体となって建築協定を運営し、より魅力あるまちなみを守っていけるように、建築協定への意識を統一するために開催されました。

勉強会では本協議会の副会長である別所さんから「建築協定の活動は、自治会活動と区別されているようですが、地域活動の一環として自治会活動と両輪となってなされるのが最もよく、委員は「専門家」であるよりも「地域活動」に対する「理解」と「情熱」を持っていることが何よりも大切です。」との話がありました。

これだけまとまった地域なので統一された閑静な住宅地としての環境が守られています。しかし一方で、建ぺい率違反が多いなどの意見も出ました。また、多くの地区が集まっていることで起こる問題もありました。それらに立ち向かうためにも、地区相互が連帯して運営していくことが大切なので、これからも、地域でこのような勉強会を定期的で開催し、運営していったらいいと思います。

### ※桂坂地区の方、

注意してください!

桂坂の住宅も壁の塗り替えを考えられるところが多いのではないのでしょうか。そこで、次のことに気を付けてください。

桂坂の大半の建築協定には壁や屋根の色の規定があります。この規定に適合して、塗り替えるのは勿論のこと、建築協定運営委員会に相談して承認を受ける必要があります。

## 大阪から来訪

去る平成15年10月29日(水)に大阪府建築協定連絡協議会から総勢31名の方が、京都市伏見区桃山与五郎町に訪れました。午前10時半ころに到着され、協定地区内を見学した後に、意見交換会が行われました。意見交換会は時間が足りないほど、色々な意見があり、大変有意義な会でありました。

意見交換 (こんな意見がありました。)

(大阪) 隣接地であれば協定への配慮を求めやすいので、協定地区に隣接していない区画も含めて、隣接地を広く設定できないか。

(京都) 隣接地は、協定に参加するのが適当である区画に設定されるものであり、隣接してない離れた敷地まで含めることは適当ではないでしょう。

(大阪) 協定の区画外である区画にも協定内容を説明して、協定に合致する内容で指導したことがあります。区域外であっても、常に情報を集めて建築計画を把握し、協定について理解してもらえようように説明する必要があると考えています。

(大阪) 建築物の用途の規制について、一部屋でも住宅とすれば、ほとんど事務所という建物が建つ場合が考えられるので、兼用住宅の兼用できる用途の床面積を決めておくといいと思います。

(大阪) 協定締結前から協定内容に不適合なものはないですか。また、そのような建物はどのように扱っていますか。

(京都) 敷地面積100㎡以上としているのが、既存不適格となっている敷地があります。この敷地については、既存不適格として敷地面積に関して既得権を認めています。協定書に附則を付けて運用しています。



桃山与五郎町地区は、昭和33年に京阪電鉄が町の中心部を区画整理し、80余坪の住宅約88戸を造成した地区です。その後、この周辺に住宅が建ちならび、280戸ほどの住宅地となっています。

50年代のころは、高層住宅の建設の動きやミニ開発が目立ち始めたために、閑静な住宅地の環境が悪化するのを懸念し、昭和58年に建築協定を締結しました。その後、時代の流れに沿って、平成5年には、建築物の高さの制限を変更し、3階建てまで可能な規制とし、二世帯住宅の建築が可能となるように変更されています。現在、「建築協定区域隣接地」を設定するために、変更した協定書の締結申請を行っている地区です。

## INFORMATION

## 平成16年度・地区負担額について

平成11年度後期から、建築協定連絡協議会の活動経費を一部、各地区で負担していただくようになりました。お手数をお掛けしますが、本年度もご協力よろしくお願い致します。

なお、負担金額は下の表のとおりですが、更新などの理由により区画数が大幅に変わる場合は、事務局までお問合わせください。

(円/年額)

地区名	内 訳	区画数	規模別分担金 (別表)	地区名	内 訳	区画数	規模別分担金 (別表)
岩倉長谷住宅		107	8,000	ひいらぎ	桂坂第16	45	18,000
岩倉長谷台		49	3,000		ヒルスガーデン桂坂	16	
岩倉村松町・長谷町		80	6,000	にれの木	桂坂第15	69	17,000
北大路高野住宅		120	8,000		桂坂第17	189	
麩屋町通笹屋町		28	3,000	くすの木	桂坂第18	198	15,000
釜座町		25	2,000		桂坂第19	28	
天守町		21	2,000	(株)西洋 ハウジング(代理)	桂坂第22	115	18,000
夷町・松屋町		33	3,000		桂坂第24	38	
新町通百足屋町一部		30	3,000		桂坂第25	111	
姉小路界限		83	6,000		桂坂センター	13	
阪急桂南		288	18,000	積水ハウス(株)	桂坂第23	13	2,000
西竹の里タウンハウス		113	8,000	しらかば	西桂坂第1	165	11,000
洛西境谷公園		93	6,000	あかしや	西桂坂第2	141	9,000
かえで	桂坂第1	124	8,000	しらかば	西桂坂第3	19	2,000
かえで	桂坂第2	200	12,000	さくら	桂・御陵坂第1	74	5,000
さつき	桂坂第3	150	15,000	さくら	桂・御陵坂第2	70	5,000
	桂坂第4			京都労働者 住宅生協	東桂坂第1	131	20,000
	桂坂第4南				東桂坂第2	159	
	桂坂第13				東桂坂第3	15	
	桂坂第14	23	20	東桂坂第5	20		
つばき	桂坂第8	118	21,000	大原野右京の里		267	17,000
	桂坂第9	99		K-City桂川そよぎ野		23	2,000
	桂坂第16	41		桃山南大島		268	17,000
	桂坂第20	17		醍醐柿原		255	17,000
	桂坂第21	51		326	桃山寺五郎町		254
けやき	桂坂第10	24	11,000	久我御旅町		38	3,000
	桂坂第11	26		向島リバーサイド津田		96	6,000
	桂坂第12	124		174	久我の杜住宅		130
ひいらぎ	桂坂第5	58		醍醐烏橋		27	3,000
	桂坂第6	58		久我の杜(東)		13	2,000
	桂坂第7	122		合 計		5,138	343,000

## 会長寸言

## 協定基準の違反

望月 秀祐

京都市内の建築協定の地区数は年々増えて、今では66地区になっています。それにつれ違反建築も目立つようです。

違反建築は建築基準法違反と建築協定基準違反の二つに分けられます。

前者の建築基準法違反は京都市役所の監察課で取締っています。建ぺい率・容積率の違反が多いようです。建築基準法違反で自分たちが守る環境が悪化しないようにしてほしいものです。

後者の建築協定基準違反は余り大きいものはないようです。この違反は建築基準法に基づくものでないので、地区の運営委員会を中心に対策を講じなければなりません。建て替えなどの同意書を出した後の違反予防策も大切です。例えば隣地境界線からの建築の後退基準は、基礎工事の段階で検査する制度化によって守られます。

問題は建築協定基準を十分知っていないながら、あえて大きな建築協定基準違反をする人が出てきたときです。市は建築基準法という公法違反しか取締りができません。建築協定基準は私法ですから違反は正を強制するためには民事裁判を起す必要があります。そのためには費用がかかります。神戸市の例のように、その費用を積立てている地区があります。

建築協定制度は建築基準法が公認する私法制度ですから、裁判で勝訴する公算は高いので、そのような違反者は出ないと思いますが、一応注意が必要です。

「地域と共生するマンション」

アーバネックス三条

こんなマンションに住みたい！  
こんなに街中なのに、なんだか落ち着くなあ。建物の中には緑があつて、畑まで貸し出してくれちゃつとした家庭菜園が楽しめます。

このマンションは、平成7年に建設計画が発表され、地元住民からの建設反対運動まで起こったマンションです。これを契機に、「姉小路界限を考える会」が設立され、将来のまちづくりを考える動きが始まりました。

そして、このマンションの事業者から、「地域の人の受け入れられ、ともに享受しあえる施設建築を目指したい」との提案を受けて、地元住民、事業者、行政のパートナーシップによるまちづくりの取り組みとして「地域共生の土地利用検討会」がスタートしたのです。

そして、何度も何度も協議を続けて、平成14年に従前とは違った計画でのマンションが完成しました。この建物は、外壁が上層階に行くほど道路から後退しており、同じ高さのマンションよりも道路から受ける圧迫感が無く、姉小路という京都の都心にあつて老舗の店舗や町家が残り中低層の建物の多いまちなみにピッタリと溶け込んでいます。

また、建物の中に入ると路地を通って行く住戸があつたり、公園といえれば大きさではあるが共有の緑があつたりと、小さな



なまちを建物の中に感じました。また、同じ扉がズラッと並ぶような従来のマンションとは異なり、一つ一つの住戸がそれぞれ個性をもっており、マンションでありながら、戸建て住宅であるかのような感じ。地元住民、事業者のまちづくりに対する熱い思いがあつたからこそ、住む人にも周辺に住む方にも魅力的な建物が出来上がったのだでしょう。

まちなか探索

歩こう！姉小路界限

平成15年9月29日に姉小路界限へ建築協定連絡協議会の役員で見学に行ってきました。

「ガス燈もチエック！」



姉小路界限地区建築協定の締結を記念して、京都のガス事業の発祥の地であることから平成14年にガス燈が設置されました。このガス燈は24時間灯っています。この燈とともに、姉小路のまちづくりへの情熱も燃えつづけているのです。

「高雅な香りのカワイイ袋」(石黒香舗)

三条通にある、石黒香舗にはかわいい「にほひ袋」がたくさんあります。お花の形をしたものはインテリアとして壁に飾るのも素敵！  
そもそも「にほひ袋」は平安期の頃に、香を衣裳に焚き籠めることは殿上人たちのお洒落でした。動くたびに、香り立つ高雅な香り。それをもっと簡便に楽しもうと、小さな袋に香木を入れた「にほひ袋」が作られるようになりまし。防虫のほか精神安定・強心・鎮静作用等の効果があるそうです。色々な形のものがあり見ているだけでも楽しく、女性への贈り物にも喜ばれるのは間違いなしです！



「最後は甘〜いもの」(大極殿六角店)

大極殿は明治18年創業の和菓子屋です。今回は六角店に訪れました。立派な町家を改造した店舗で、席から見える坪庭がなんとも落ち着かせてくれます。店内には和菓子でできた花が飾られており、この花は、毎月替わるのでチェックしてみてください。また、入り口に掛けられた「のれん」に店主の粋な遊び心が秘められています。通常の「のれん」とは別に、正月、夏、雪の降る日、雨が降って欲しい時といったように期間限定で登場する「のれん」があるので、是非通るときには気にかけて御覧になって下さい。通りを歩く人が楽しむと同時に、店主も楽しんでいるのだそうです。「のれん」は通り景観を形成するアイテムの一つです。厳しい規制だけではまちづくりも苦痛になる恐れがありますが、このように楽しみながらまちづくりができれば最高ですね。



私達は、「わらびもち」と「琥珀流し」をいただき、とても幸せな気分になって見学会を終了しました。

INFORMATION

事務局からのお知らせ

《建築協定の更新について》

更新の時期が迫っています！

建築協定の効力は一定の期間に限られているため、有効期限が切れた後も協定を結んでいこうという場合には更新の手続が必要となります。更新の際に併せて、現在の協定書の内容を見直して、より効果的、より多くの方が賛成できる協定書に変更して締結することも、まちなみを守っていくためには必要なことでしょう。

なお、次の地区が来年度に建築協定地区の更新の時期を迎えられますのでお知らせします。

阪急桂南住宅地区  
(平成17年3月)

麩屋町通笹屋町地区  
(平成17年5月)

桂坂第1地区  
(平成18年1月)

